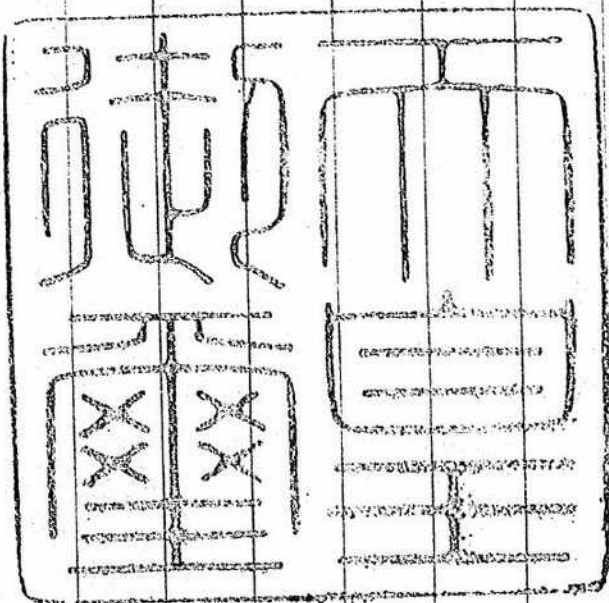


條約第一号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ賛同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員力第四十八條第三項第四項第五十三條第二項及第五十四條ヲ留保シテ署名シタル國際紛争平和的處理條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸仁



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
外務大臣子爵内田康弘

條約第一號

國際紛爭平和的處理條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇帝、ホヘンシュタイン國皇帝、洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、ボリヴァリア共和國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、清國皇帝陛下、格倫比亞共和國大統領、以馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、ドミニカ共和國

國大統領、エクアドル共和国大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、グワテマラ共和国大統領、ハイチ共和国大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公ナツソル公殿下、墨西哥合衆國大統領、モンテネグロ國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、巴拉グエ共和国大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和

國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、サルヴァドル共和国大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府土耳其國皇帝陛下、東ウルグエ共和国大統領、グエネスエラ合衆國大統領、ハ一般平和ノ維持ニ協カスルノ堅實ナル意思ヲ有シ、全カヲ竭シテ國際紛争ノ友好的處理ヲ幫助スルニ決シ、文明國團ノ各員

ヲ結合スル連帶義務ヲ認識シ法ノ領域
ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ感ヲ鞏
固ナラシムコトヲ欲シ諸獨立國ノ間
ニ於ケル各國ノ頼ルヲ得ヘキ仲裁裁判
ノ常設制度カ右ノ目的ヲ達スルニ有效
ナルヘキヲ確信シ仲裁裁判手續ニ関ス
ル一般且正則ナル組織ノ有益ナルコト
ヲ考慮シ萬國平和會議ノ至尊ナル發議
者ト共ニ國安民福ノ基礎タル公平正理
ノ原則ヲ國際的合意ニ依リテ定立スル

ノ須要ナルヲ認メ之カ爲審査委員會及
仲裁裁判部ノ實地ノ運用ヲ一層確實ニ
保障シ且簡易ナル手續ニ依リ得ヘキ性
質ノ紛争ヲ仲裁裁判ニ付スルコトヲ容
易ナラシムコトヲ希望シ國際紛争平
和的處理ニ関スル第一回平和會議ノ事
業ニ若干ノ修正ヲ加ヘ且之ヲ増補スル
ヲ必要ト認メタリ締約國ハ之カ爲新ナ
ル條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權委
員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣土耳其國駐劄特命全權大

使男爵マルシャルドビーベルスタイン

本會議特派委員、ゴッセイエー、アンチムドレカ

シヨ、帝國外務省法律顧問、常設仲裁

裁判所裁判官、ドクトルヨハンネスグリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジヨセフ、エツチ、チョート

特命大使ホレス、ポーター

特命大使ユリアーエム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使デヴィッド、ジエ
ー、ヒル

海軍少將全權公使チャールス、エス、スペリー

陸軍少將合衆國陸軍軍法會議長全

權公使ジオージ、ビー、デー、グイス

全權公使ウィリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣伊國駐劄特命全權公使、

常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、

ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲
裁裁判所裁判官ルイスエムドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所
裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奥地利國皇帝ボヘミヤ國皇帝洪牙利
國皇帝陛下

コンセイエーアンチム、特命全權大使ゲー
タレ、メレド、カポスノレ

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤ
ールド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會
員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國
學士院會員、國際法學會名譽會員、常
設仲裁裁判所裁判官ベルナール
國務大臣、前司法大臣ジールヴァン、デーヒ
ーベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞
國學士院會員、男爵ギーヨーム
ボリグイア、共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク
ラウチオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使フェルナンド、エ
グワチヤラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判
官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使エツアルド、
エフ、エス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將侍從將官ウルバン、ゲイナロフ
大審院檢事總長イヴァン、カラシニコフ
智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴ、ガナ
獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、マツテ
前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然
丁國駐劄特命全權公使カルロス、コンチヤ
清國皇帝陛下

特命大使陸徵祥

和蘭國駐劄特命全權公使錢恂

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マル

セリアノ、ヴァルガス

玖馬共和國臨時總督

ハヴァアナ大學國際法教授、上院議員アン

トニオ、サンチエス、デ、ブスタマンテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエ

サダメイ、アロステグイ

前ハヴァアナ中學校長、上院議員マヌエル、

サングエイリー

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタン

チン、ブロン

海軍少將クリスチアン、フレデリック、シエルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴェデル

ドミニカ共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官

フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所
裁判官アポリナル、テヘラ

エクアドル共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權
公使ウイクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デ、アルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命
全權大使、ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤウル、チャ
和蘭國駐劄特命全權公使、ホセ、デ、ラ、リカイガル、ウエ

下院議員、伯爵、ガブリエル、マウライ、カマゾ、デ、
モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外
務大臣、常設仲裁裁判所裁判官、レオン、
ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁
判所裁判官、男爵、デスツール、ネルド、コンスタン
巴里大學法科大學教授、名譽全權公
使、外務省法律顧問、佛國學士院會員

常設仲裁裁判所裁判官ルイ、ルノー
和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ
大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外
領土皇帝印度皇帝陛下
樞密顧問官特命大使常設仲裁裁判
所裁判官ガリエドワード、フライ
樞密顧問官常設仲裁裁判所裁判官
カー、アーネスト、メーソン、サトウ
樞密顧問官前國際法學會長男爵ドー
ナルド、ジエームスマツケ、レー

和蘭國駐劄特命全權公使ガ、ヘンリー、
ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオニツネ、
ランガベ

雅典大學國際法教授常設仲裁裁判
所裁判官ジョール、ジユ、ストレイト

グワテマラ共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使常
設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド

獨逸國駐劄代理公使 エンリケゴメス、カリリヨ

ハイチ共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使 ジャンジョセフガルベ
マル

米國駐劄特命全權公使 ジーエヌレジェー
前國際公法教授、ポルトーフランス組合辯
護士 ピエール、エチクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常
設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯

爵 ジョセフ、トルニエリ、ブルサチ、ヂヴェルガノ

下院議員、外務次官、ゴンマンドールギド、
ポンピリ

參事院議官、下院議員、前文部大臣、ゴ
ンマンドールギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使、都筑毅、香六

和蘭國駐劄特命全權公使、佐藤愛磨
盧森堡國大公、ナツソー、公殿下

國務大臣、內閣議長、アイシエン

獨逸國駐劄代理公使伯爵ドヴィレー
墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロアエステラ
佛國駐劄特命全權公使セバスチアンベ
ド、シエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全
權公使フランシスコエルデラバラ

モンテネグロ國公殿下
ゴンセイエー、プリゲエ、アンペリアル、アクチュエル、
佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ

ゴンセイエー、プリゲエ、アンペリアル、露國外
務省常任顧問官ド、マルテンス

「ゴンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチュエル、和
蘭國駐劄露國特命全權公使チャリコフ
諾威國皇帝陛下

前内閣議長前法學教授和蘭國駐劄
兼丁抹國駐劄特命全權公使常設仲
裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ
巴奈馬共和國大統領
ベリサリオポラス

バラグエー共和国大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオマチャイン
比律悉駐在領事伯爵ジエリ、ヂュ、モンソ、
ド、ベルジヤンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、アツヒ、
ド、ボーフォール
國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判
所裁判官テ、エム、セ、アツセル
退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議

官、ヨングヘル、ジ、セ、セ、デ、ン、ベ、ル、ポ、ル
チユゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍
大臣、ヨングヘル、ジ、ア、ロ、エ、ル

前司法大臣、下院議員、ジ、ア、ロ、エ、フ
祕露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、
常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジエリ、
カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使常設仲裁裁
判所裁判官サマド、カン、モムタズスサルタネー
和蘭國駐劄特命全權公使ミルツァ、アー
メツド、カン、サチグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下

參事院議官、ペール、ヂュロワイヨーム、前外
務大臣、英國駐劄特命全權公使特命
全權大使、侯爵、デゾヴエラル
和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵、デセリール
瑞西國駐劄特命全權公使、アルベルト、ドリ

ヴェイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使アレキサンド
ル、ベルヂマン
和蘭國駐劄特命全權公使エドガール、
マヴロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

コンセイエーブリヴェ、アクチユエル、佛國駐劄
特命全權大使ネリドフ
コンセイエー、プリヴェ、外務省常任顧問官

常設仲裁裁判所裁判官ドマルテンス

コンセイエーテス、アクチユエル、侍従、和蘭國

駐劄特命全權公使チャリコフ

サルヴァドル共和國大統領

佛國駐劄代理公使常設仲裁裁判所

裁判官ペドロ、ジロ、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレストリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官參事院議長サヴァ、グルーイッチ

伊國駐劄特命全權公使常設仲裁裁判所

判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノヴィッチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使ミシエル、ミリチエヴィッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モム、チャチデー、ウドム

公使館參事官セー、コラチオニドレリ

陸軍大尉ルアング、ビユヴァナルトナリユール

瑞典國ゴツツ及ヴァランド皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公

使常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ビヤ

ルマル、レオナルド、ハムマルスキヨルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設
仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公
使カストン、カルラン

陸軍參謀大佐、ジエネヴァ大學教授ユ
ーゼー、ボレル

「チューリヒ」大學法學教授マックス、フリーベル
土耳其國皇帝陛下

特命大使、ミニストルド、レヴカフ、チユルカシ、
パシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベ
海軍中將メヘメツド、パシヤ

東ウルクエー、共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、
バトレイ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、
常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カ
ストロ

「ヴェネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使ホセヒルフォルト
因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト
認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左
ノ條項ヲ協定セリ

第一章 一般平和ノ維持

第一條 國家間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴
フルコトヲ成ルヘク豫防セムカ爲締
約國ハ國際紛争ノ平和的處理ヲ確保
スルニ付其ノ全カヲ竭サムコトヲ約

定ス

第二章 周旋及居中調停

第二條 締約國ハ重大ナル意見ノ衝突
又ハ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ兵力
ニ訴フルニ先チ事情ノ許ス限其ノ交
親國中ノ一國又ハ數國ノ周旋又ハ居
中調停ニ依頼スルコトヲ約定ス

第三條 締約國ハ右依頼ニ關係ナク紛
争以外ニ立ツ一國又ハ數國カ事情ノ
許ス限自己ノ發意ヲ以テ周旋又ハ居

中調停ヲ紛争國ニ提供スルコトヲ有
益ニシテ且希望スヘキコトト認ム
紛争以外ニ立ツ國ハ交戦中ト雖其ノ
周旋又ハ居中調停ヲ提供スルノ權利
ヲ有ス

紛争國ハ右權利ノ行使ヲ友誼ニ戻レ
ルモノト看做スコトヲ得ス

第四條 居中調停者ノ本分ハ紛争國ノ
主張ヲ調停シ且其ノ間ニ惡感情ヲ生
シタルトキ之ヲ融和スルニ在ルモノ

トス

第五條 居中調停者ノ職務ハ其ノ提供
シタル調停方法ノ受諾ヒラレサルコ
トヲ紛争當事者ノ一方又ハ居中調停
者ニ於テ認メタル時終止スルモノト
ス

第六條 周旋及居中調停ハ紛争國ノ依
頼ニ因ルト紛争以外ニ立ツ國ノ發意
ニ出ツルトヲ問ハス全ク勸告ノ性質
ヲ有スルニ止リ決シテ拘束力ヲ有ス

ルコトナシ

第七條 居中調停ノ受諾ハ反對ノ約定
アルニ非サレハ之カ爲動員其ノ他戰
争ノ準備ヲ中止シ遲延シ又ハ阻害ス
ルノ結果ヲ生スルコトナシ
開戦ノ後右ノ受諾アリタルトキハ反
對ノ約定アルニ非サレハ之カ爲進行
中ノ軍事的行動ヲ中止スルコトナシ
第八條 締約國ハ事情ノ許ス限左ノ手
續ニ依ル特別居中調停ノ適用ヲ從憑

スルコトニ一致ス

平和ヲ破ルノ虞アル重大ナル紛争ヲ
生シタル場合ニ於テハ紛争國ハ平和
關係ノ斷絶ヲ豫防スル爲各一國ヲ選
定シ他方ノ選定シタル國ト直接ノ交
渉ヲ開クノ任務ヲ委託ス
右委任ノ期間ハ反對ノ規定アルニ非
サレハ三十日ヲ起エサルモノトシ其
ノ期間中紛争國ハ紛争事件ヲ居中調
停國ニ一任シタルモノト看做シ之ニ

関スル一切ノ直接交渉ヲ中止ス右居
中調停國ハ紛争ヲ處理スルニ全カラ
竭スヘキモノトス
平和關係ノ現實ニ斷絶シタル場合ニ
於テ右居中調停國ハ尚平和ヲ回復ス
ルノ機會アル毎ニ之ヲ利用スルノ共
同任務ヲ負フモノトス

第三章 國際審査委員會

第九條 締約國ハ名譽又ハ重要ナル利
益ニ關係セス單ニ事實上ノ見解ノ異

ナルヨリ生シタル國際紛争ニ関シ外
交上ノ手段ニ依リ妥協ヲ遂クルコト
能ハサリシ當事者カ事情ノ許ス限國
際審査委員會ヲ設ケ之ヲシテ公平誠
實ナル審理ニ依リテ事實問題ヲ明ニ
シ右紛争ノ解決ヲ容易ニスルノ任ニ
當ラシムルヲ以テ有益ニシテ且希望
スヘキコトト認ム

第十條 國際審査委員會ハ紛争當事者
間ノ特別條約ヲ以テ之ヲ構成ス

審査條約ハ審理スヘキ事實ヲ明定シ
委員會組織ノ方法及期限並委員ノ權
限ヲ定ム
審査條約ハ又場合ニ依リ委員會ノ開
會地及之ヲ變更スルノ權能委員會ノ
使用スヘキ國語及委員會ニ於テ使用
スルコトヲ許スヘキ國語各當事者カ
事實ノ説明書ヲ提出スヘキ期日其ノ
他當事者間ニ約定セル一切ノ條件ヲ
定ム

當事者カ補助委員ノ任命ヲ必要ト認
ムルトキハ審査條約ヲ以テ其ノ任命
方法及權限ヲ定ム

第十一條 審査條約ヲ以テ委員會ノ開
會地ヲ指定セサリシトキハ海牙ニ於
テ開會スルモノトス
審査委員會ハ當事者ノ承諾ヲ得ルニ
非サレハ一旦定メタル開會地ヲ變更
スルコトヲ得ス

審査條約ヲ以テ使用スヘキ國語ヲ定

メカリレトキハ委員會之ヲ定ム

第十二條 審査委員會ハ反對ノ規定アルニ非サレハ本條約第四十五條及第五十七條ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ組織スルモノトス

第十三條 委員ノ一人又ハ補助委員アル場合ニ於テ其ノ一人死亡シ辭任シ又ハ原因ノ如何ニ拘ラス支障アルトキハ其ノ任命ノ爲ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ補闕ス

第十四條 當事者ハ自己ヲ代表シ且自己ト審査委員會トノ間ノ媒介者タルヘキ特別代理人ヲ審査委員會ニ簡派スルコトヲ得

當事者ハ又顧問又ハ辯護人ヲ任命シテ委員會ニ於テ自己ノ利益ヲ開陳辯護セシムルコトヲ得

第十五條 常設仲裁裁判所國際事務局ハ之ヲ海牙ニ開會スル委員會ノ書記局ニ充テ且其ノ廳舎及施設ヲ審査委

員會執務ノ爲締約國ノ用ニ供スヘシ
第十六條 委員會ハ海牙以外ノ地ニ開
會スルトキハ書記官長一人ヲ任命シ
其ノ事務所ヲ以テ委員會ノ書記局ニ
充ツ
書記局ハ委員長ノ指揮ノ下ニ委員會
會場ノ設備調書ノ作成及審査繼續中
記録ノ保管ヲ掌リ記録ハ後之ヲ海牙
國際事務局ニ引渡スヘキモノトス
第十七條 締約國ハ審査委員會ノ設置

及執務ヲ容易ナラシムル爲當事者ニ
於テ別段ノ規則ヲ採用セサル限左ノ
規定ヲ審査手續ニ適用スルコトヲ從
憑ス
第十八條 委員會ハ特別審査條約又ハ
本條約中ニ規定セサル手續ノ細目ヲ
定メ且證據調ニ関スル一切ノ手續ヲ
行フ

第十九條 審査ハ對審ノ上之ヲ行フ
各當事者ハ豫定ノ期日ニ於テ場合ニ

依り事實ノ説明書及如何ナル場合ニ於テモ事實ノ真相ヲ示スニ有益ナリト認メタル證書文書其ノ他ノ書類並陳述ヲ爲サシメムト欲スル證人及鑑定人ノ名簿ヲ委員會及他ノ當事者ニ送付スヘシ

第二十條 委員會ハ當事者ノ承諾ヲ得タル上取調ノ爲有益ナリト認メタル地ニ一時移轉シ又ハ一人若ハ數人ノ委員ヲ同地ニ派遣スルコトヲ得但シ

右取調ヲ爲スヘキ地ノ所屬國ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第二十一條 一切ノ事實上ノ檢證及實地ノ臨檢ハ當事者ノ代理人及顧問出席ノ上又ハ之ニ對シ正式ニ呼出ヲ爲シタル後之ヲ行フコトヲ要ス

第二十二條 委員會ハ有益ナリト認ムル説明又ハ報告ヲ一方又ハ他方ノ當事者ニ請求スルコトヲ得

第二十三條 當事者ハ係爭事實ヲ完全

ニ知悉シ且精確ニ會得スルニ必要ナル一切ノ方法及便宜ヲ其ノ爲シ得ヘシト認ムル限充分ニ審査委員會ニ提供スヘキモノトス
當事者ハ委員會ノ呼出ヲ受ケタル自國領土ニ在ル證人又ハ鑑定人ノ出頭ヲ保障スル爲國內法規ニ依リ爲シ得ル手段ヲ盡スヘキモノトス
證人又ハ鑑定人ニシテ委員會ニ出頭スルコト能ハサルトキハ當事者ハ其

ノ當該官憲ヲシテ之カ訊問ヲ爲サシムヘシ

第二十四條 委員會カ締約國タル第三

國ノ領土ニ於テ爲スコトアルヘキ一切ノ通告ハ委員會ヨリ直接ニ當該國政府ニ宛テ之ヲ爲スヘシ實地ニ就キ一切ノ證據蒐集手續ヲ行フトキ亦同シ

右請求ヲ受ケタル國ハ其ノ國內法規ニ遵ヒ爲シ得ヘキ方法ニ依リ其ノ請

求ヲ履行スヘク且其ノ主權又ハ安寧
ニ害アリト認ムル場合ヲ除クノ外之
ヲ拒ムコトヲ得ス

委員會ハ又常ニ其ノ開會地ノ所屬國
ノ媒介ニ依頼スルコトヲ得

第二十五條 證人及鑑定人ノ呼出ハ當
事者ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ委
員會之ヲ爲シ且如何ナル場合ニ於テ
モ證人及鑑定人所在地ノ所屬國政府
ノ媒介ニ依ルモノトス

證人ノ訊問ハ委員會ノ定ムル順序ニ
從ヒ代理人及顧問出席ノ上順次各別
ニ之ヲ行フ

第二十六條 證人ノ訊問ハ委員長之ヲ
行フ

委員會ノ委員ハ各證人ニ對シ其ノ供
述ヲ明瞭ナラシメ若ハ之ヲ補充スル
爲又ハ事實ノ真相ヲ明ニスルニ必要
ナル程度ニ於テ證人ニ關係アル一切
ノ事項ヲ取調フル爲適當ナリト認ム

ル質問ヲ爲スコトヲ得
當事者ノ代理人及顧問ハ證人ノ供述
ヲ中斷シ又ハ證人ニ直接ノ質問ヲ爲
スコトヲ得ス但シ其ノ有益ナリト認
ムル補足的質問ヲ證人ニ對シ爲サ
ムコトヲ委員長ニ請求スルコトヲ得
第二十七條 證人ハ供述ヲ爲スニ當リ
何等ノ文案ヲモ朗讀スルコトヲ得ス
但シ報告スヘキ事實ノ性質上覺書又
ハ文書ヲ用井ルコトヲ必要トスルト

キハ委員長ノ許可ヲ得テ之ヲ使用ス
ルコトヲ得

第二十八條 證人供述ノ調書ハ即時ニ
之ヲ作成シ證人ニ讀聞カスヘシ證人
ハ之ニ對シ所要ノ變更又ハ追加ヲ爲
スコトヲ得右變更及追加ハ之ヲ供述
ノ次ニ記載ス
供述ノ全部ヲ讀聞カセタル後ハ證人
ヲシテ署名ヲ爲サシムヘシ
第二十九條 代理人ハ審査ノ進行中又

ハ其ノ終ニ於テ事實ノ真相ヲ知ル爲
有益ナリト認ムル言明請求又ハ事實
ノ要領ヲ書面ヲ以テ委員會及相手方
ニ提出スルコトヲ得

第三十條 委員會ノ評議ハ秘密會ニ於
テ之ヲ行ヒ且之ヲ秘密ニ付ス
一切ノ決定ハ委員ノ多數決ニ依ル
委員中投票ニ加ルコトヲ拒ム者アル
トキハ其ノ旨調書ニ記載スヘシ

第三十一條 委員會ハ公開セス且審査

ニ関スル調書其ノ他ノ文書ハ當事者
ノ同意ヲ得テ爲シタル委員會ノ決定
ニ依ルニ非サレハ之ヲ公表セス

第三十二條 當事者ヨリ一切ノ説明及
證據ヲ提出シ各證人ノ訊問終了シタ
ルトキハ委員長ハ審査ノ終結ヲ宣告
シ委員會ハ評議及報告書調製ノ爲停

會ス

第三十三條 委員會ノ各委員ハ報告書
ニ署名ス

委員中署名ヲ拒ム者アルトキハ其ノ旨ヲ記載ス但シ報告書ハ之ニ拘ラス有效トス

第三十四條 委員會ノ報告書ハ當事者ノ代理人及顧問出席ノ上又ハ之ニ對シ正式ニ呼出ヲ爲シタル後公開廷ニ於テ之ヲ朗讀ス

各當事者ニ報告書ノ謄本ヲ交付ス

第三十五條 委員會ノ報告書ハ單ニ事實ノ認定ニ止リ仲裁判決ノ性質ヲ有

スルコトナシ右認定ニ對シ如何ナル結果ヲ付スヘキヤハ全ク當事者ノ自由タルヘシ

第三十六條 當事者ハ各自ノ費用ヲ負擔シ且委員會ノ費用ヲ均等ニ分擔ス

第四章 國際仲裁裁判

第一節 仲裁裁判

第三十七條 國際仲裁裁判ハ國家間ノ紛争ヲ其ノ選定シタル裁判官ヲシテ法ノ尊重ヲ基礎トシ處理セシムルコ

トヲ目的トス

仲裁裁判ニ依頼スルコトハ誠實ニ其ノ判決ニ服従スルノ約定ヲ包含ス

第三十八條

締約國ハ法律問題就中國

際條約ノ解釋又ハ適用ノ問題ニ関シ

外交上ノ手段ニ依リ解決スルコト能

ハサリシ紛争ヲ處理スルニハ仲裁裁

判ヲ以テ最有效ニシテ且最公平ナル

方法ナリト認ム

故ニ前記ノ問題ニ関スル紛争ヲ生シ

タルトキハ締約國ニ於テ事情ノ許ス

限仲裁裁判ニ依頼セムコトヲ希望ス

第三十九條

仲裁裁判條約ハ既ニ生シ

タル又ハ將來生スルコトアルヘキ紛

争ノ爲ニ之ヲ締結ス

仲裁裁判條約ハ總テノ紛争又ハ特種

ノ紛争ノミニ關スルコトヲ得

第四十條

締約國間ニ仲裁裁判ニ依頼

スヘキ義務ヲ現ニ規定シタル總括的

又ハ特別的條約ノ有無ニ拘ラス締約

國ハ仲裁裁判ニ付スルコトヲ得ヘシ
ト認ムル一切ノ場合ニ義務的仲裁裁
判ヲ普及セシメムカ爲總括的又ハ特
別的新協定ヲ締結スヘキコトヲ留保
ス

第二節 常設仲裁裁判所

第四十一條 締約國ハ外交上ノ手段ニ
依リテ處理スルコト能ハサリシ國際
紛争ヲ直ニ仲裁裁判ニ付スルヲ容易
ナラシムルノ目的ヲ以テ何時タリト

モ依頼スルコトヲ得ヘク且當事者間
ニ反對ノ規約ナキ限本條約ニ掲ケタ
ル手續ニ依リテ其ノ職務ヲ行フヘキ
常設仲裁裁判所ヲ第一回平和會議ニ
依リ設置セラレタル儘維持スルコト
ヲ約定ス

第四十二條 常設裁判所ハ特別裁判ヲ
開クコトニ付當事者間ニ協定アル場
合ヲ除クノ外一切ノ仲裁事件ヲ管轄
スルモノトス

第四十三條 常設裁判所ハ之ヲ海牙ニ置ク

國際事務局ハ之ヲ裁判所書記局ニ充テ裁判開廷ニ關スル通信ヲ媒介シ記録ヲ保管シ及一切ノ事務ヲ處理ス締約國ハ其ノ相互間ニ定メタル仲裁裁判ニ關スル一切ノ約款及自國ニ關シ特別裁判ニ於テ爲シタル一切ノ仲裁判決ノ認證謄本ヲ成ルヘク速ニ事務局ニ送付スルコトヲ約定ス

締約國ハ又裁判所ノ下シタル判決ノ執行ヲ證スルニ足ルヘキ法律規則及文書ヲ事務局ニ送付スルコトヲ約定ス

第四十四條 各締約國ハ國際法上ノ問題ニ堪能ノ名アリテ德望高ク且仲裁裁判官ノ任務ヲ受諾スルノ意アル者四人以下ヲ任命ス前項ニ依リ任命セラレタル者ハ裁判所裁判官トシテ名簿ニ記入シ右名簿

ハ事務局ヨリ之ヲ各締約國ニ通告ス
ヘシ

事務局ハ仲裁裁判官ノ名簿ニ變更ア
ル毎ニ之ヲ締約國ニ通告ス

二國又ハ數國ハ協議ノ上一人又ハ數
人ノ裁判官ヲ共同ニ任命スルコトヲ

得
同一人ハ數國ヨリ任命セラルルコト

ヲ得
裁判所裁判官ノ任期ハ六年トス但シ

再任セラルルコトヲ得

裁判所裁判官中死亡又ハ退職シタル

者アルトキハ其ノ任命ノ爲ニ定メタ

ル方法ニ依リ更ニ六年ヲ任期トシテ

之カ補闕ヲ行フ

第四十五條

締約國カ其ノ相互間ニ生

シタル紛争ヲ處理セムカ爲常設裁判

所ニ訴ヘムト欲スル場合ニ於テ其ノ

紛争ヲ判定スルニ付當該裁判部ヲ組

織スヘキ仲裁裁判官ノ選定ハ裁判所

裁判官ノ總名簿ニ就キテ之ヲ爲スコトヲ要ス

仲裁裁判部ノ構成ニ付當事者ノ合意ナキ場合ニ於テハ左ノ方法ニ依ル當事者ハ各自二人ノ仲裁裁判官ヲ指定スヘシ其ノ内一人ニ限り自國民又ハ自國カ常設裁判所裁判官トシテ任命シタル者ノ中ヨリ之ヲ選定スルコトヲ得右仲裁裁判官ハ合同シテ一人ノ上級仲裁裁判官ヲ選定ス

投票相半シタル場合ニ於テハ當事者ノ協議ヲ以テ指定シタル第三國ニ上級仲裁裁判官ノ選定ヲ委託ス右指定ニ關スル合意成立セサルトキハ當事者ハ各自異ナル一國ヲ指定シ其ノ指定セラレタル國ハ協議ヲ以テ上級仲裁裁判官ヲ選定ス二月ノ期間内ニ右兩國間ニ合意成立シ能ハサルトキハ兩國ハ常設裁判所裁判官名簿ニ就キ當事者ノ指定シタ

ル裁判官ニ非ス且當事者ノ孰レノ國
民ニモ非サル者ノ中ヨリ各二人ノ候
補者ヲ出シ抽籤ヲ以テ該候補者中上
級仲裁裁判官タルヘキ者ヲ定ム

第四十六條 裁判部構成セラレタルト
キハ當事者ハ直ニ裁判所ニ訴フルノ
決意仲裁契約ノ正文及仲裁裁判官ノ
氏名ヲ事務局ニ通告スヘシ
事務局ハ遲滯ナク各仲裁裁判官ニ對
シ仲裁契約及其ノ裁判部ノ他ノ裁判

官ノ氏名ヲ通知スヘシ
裁判部ハ當事者ノ定メタル期日ヲ以
テ開廷シ事務局ハ其ノ準備ヲ爲スヘ
シ

裁判部裁判官ハ其ノ職務ノ執行ニ關
シ自國以外ニ於テ外交官ノ特權及免
除ヲ享有ス

第四十七條 事務局ハ仲裁裁判ニ關ス
ル一切ノ特別裁判ノ執務ヲ爲其ノ廳
舎及施設ヲ締約國ノ用ニ供スルコト

ヲ得

常設裁判所ノ裁判權ハ當事者カ其ノ
裁判ニ訴フルコトヲ約定シタルトキ
ハ規則ニ定メタル條件ニ從ヒ之ヲ非
締約國間又ハ締約國ト非締約國トノ
間ニ存スル紛争ニ及ホスコトヲ得
第四十八條 締約國ハ其ノ二國又ハ數
國ノ間ニ激烈ナル紛争ノ起ラムトス
ル場合ニ於テハ常設仲裁裁判所ニ訴
フル途アルコトヲ之ニ注意スルヲ

以テ其ノ義務ナリト認ム

故ニ締約國ハ紛争當事者ニ對シ本條
約ノ規定アルコトヲ注意シ且平和ノ
重要ナル利益ノ爲常設裁判所ニ訴フ
ヘキコトヲ勸告スルハ全ク周旋ノ行
爲ニ外ナラサルモノト認ムヘキコト
ヲ宣言ス
兩國間ニ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ
ハ其ノ一方ハ何時ニテモ國際事務局
ニ宛テ該紛争ヲ仲裁裁判ニ付スルノ

意向アル旨ノ宣言ヲ含ム文書ヲ送ル
コトヲ得

事務局ハ直ニ右宣言ヲ他ノ一方ニ通
知スルコトヲ要ス

第四十九條

常設評議會ハ和蘭國ニ駐

劄スル締約國ノ外交代表者及和蘭國
外務大臣ヲ以テ組織シ國際事務局ヲ

指揮監督ス和蘭國外務大臣ハ議長ノ
職務ヲ行フ

評議會ハ庶務規程其ノ他必要ナル諸

規則ヲ定ム

評議會ハ裁判所ノ職務執行ニ關シテ
生スルコトアルヘキ事務上ノ一切ノ

問題ヲ決定ス

評議會ハ事務局ノ役員及雇員ノ任命
停職及罷免ニ關スル全權ヲ有ス

評議會ハ俸給及手當ヲ定メ且全般ノ
支出ヲ監督ス

評議會ハ正式ニ召集セラレタル會合
ニ於テ九人以上ノ出席者アルトキハ

有效ノ評議ヲ爲スコトヲ得決議ハ多
 數決ニ依ル
 評議會ハ其ノ採用シタル諸規則ヲ遵
 滞ナク締約國ニ通知シ毎年裁判所ノ
 事業事務ノ執行及支出ニ關スル報告
 書ヲ締約國ニ提出ス報告書中ニハ又
 本條約第四十三條第三項及第四項ニ
 基キ各國ヨリ事務局ニ送付スル書類
 中重要事項ノ要領ヲ掲クヘシ
第五十條 事務局ノ費用ハ萬國郵便聯

合總理局ノ爲ニ定メタル比例ニ依リ
 締約國之ヲ負擔ス
 加盟國ノ負擔スヘキ費用ハ其ノ加盟
 カ效力ヲ生スル日ヨリ之ヲ計算ス
第三節 仲裁裁判手續
第五十一條 仲裁裁判ノ發達ヲ助クル
 ノ目的ヲ以テ締約國ハ當事者カ別段
 ノ規則ヲ協定セサリシ場合ニ於テ仲
 裁裁判手續ニ適用スヘキ左ノ規則ヲ
 定ム

第五十二條 仲裁裁判ニ依頼スル諸國
ハ其ノ紛争ノ目的、仲裁裁判官ヲ指定
スヘキ期間第六十三條ノ送達ヲ爲ス
ヘキ方式、順序及期間並各當事者カ費
用ノ豫納金トシテ寄託スヘキ金額ヲ
定メタル仲裁契約ニ記名ス
仲裁契約ハ又必要ニ應シ仲裁裁判官
指定ノ方法、裁判部ノ有スルコトアル
ヘキ一切ノ特別權能、其ノ開廷地、其ノ
使用スヘキ國語及裁判部ニ於テ使用

スルコトヲ許スヘキ國語、其ノ他當事
者間ニ約定セル一切ノ條件ヲ定ム
第五十三條 常設裁判所ハ當事者カ仲
裁契約ノ作成ヲ該裁判所ニ委託スル
コトニ一致シタルトキハ之ヲ作成ス
ルノ權限ヲ有ス
裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ外交上ノ
手段ニ依リ合意ノ成立セサリシ後ハ
單ニ當事者ノ一方ヨリ請求アルトキ
ニ於テモ亦前項ノ權限ヲ有ス

一 本條約實施後締結セラレ又ハ更新セラレタル總括的仲裁裁判條約ニシテ各紛争ニ付仲裁契約ノ作成ヲ豫見シ且明白ニモ又暗黙ニモ其ノ作成ニ關スル裁判所ノ權限ヲ否認セサルモノノ中ニ規定スル紛争ニ關スルトキ但シ他ノ當事者ニ於テ該紛争カ義務的仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ノ種類ニ属セス

二
ト認ムルコトヲ宣言シタルトキハ仲裁裁判條約カ此ノ先決問題ヲ決定スルノ權能ヲ仲裁裁判部ニ付與シタル場合ヲ除クノ外裁判所ノ干與スル限ニ在ラス
一國ニ對シ他ノ一國カ其ノ國民ニ支拂ハルヘキモノトシテ請求スル契約上ノ債務ヨリ生シタル紛争ニシテ其ノ解決ニ

付仲裁裁判ノ提議カ受諾セラ
レタルモノニ関スルトキ但シ
他ノ方法ニ依リ仲裁契約ヲ定
ムルコトヲ受諾ノ條件トシタ
ルトキハ右規定ヲ適用セス
第五十四條 前條ノ場合ニ於テハ第四
十五條第三項乃至第六項ニ定メタル
方法ニ依リテ指定セララル五人ノ委
員ヲ以テ組織スヘキ委員會ニ於テ仲
裁契約ヲ作成ス

第五ノ委員ハ當然委員長タルモノト
ス

第五十五條 仲裁裁判ノ職務ハ之ヲ當
事者カ隨意ニ指定シ又ハ本條約ニ依
リテ設置シタル常設仲裁裁判所ノ裁
判官中ヨリ選定シタル一人又ハ數人
ノ仲裁裁判官ニ委託スルコトヲ得
裁判部ノ構成ニ付當事者ノ合意ナキ
トキハ第四十五條第三項乃至第六項
ニ規定スル方法ニ從フモノトス

第五十六條 君主其ノ他國ノ元首ニシ

テ仲裁者ニ選定セラレタルトキハ仲

裁裁判手續ハ仲裁者之ヲ定ム

第五十七條 上級仲裁裁判官ハ當然裁

判長タルモノトス

裁判部ニ上級仲裁裁判官ナキトキハ

裁判部自ラ其ノ裁判長ヲ指定ス

第五十八條 第五十四條ニ規定スル委

員會ニ於テ仲裁契約ヲ作成シタル場

合ニハ反對ノ規約アルニ非サレハ該

委員會自ラ仲裁裁判部ヲ組織ス

第五十九條 仲裁裁判官中死亡シ辭職

シ又ハ原因ノ如何ニ拘ラス支障ヲ生

シタル者アルトキハ其ノ指定ノ爲ニ

定メタル方法ニ依リ之カ補闕ヲ行フ

第六十條 裁判部ハ當事者ニ於テ指定

ヲ爲ササルトキハ之ヲ海牙ニ開ク

裁判部ハ第三國ノ領土ニ於テハ其ノ

同意ヲ得ルニ非サレハ開廷スルコト

ヲ得ス

裁判部ハ當事者ノ承諾ヲ得ルニ非サ
レハ一旦定メタル開廷地ヲ變更スル
コトヲ得ス

第六十一條

仲裁契約ヲ以テ使用スヘ

キ國語ヲ定メサリシトキハ裁判部之

ヲ定ム

第六十二條

當事者ハ自己ト裁判部ト

ノ間ノ媒介者タルハキ特別代理人ヲ

裁判部ニ簡派スルコトヲ得

當事者ハ又顧問又ハ辯護人ヲ任命シ

裁判部ニ於テ其ノ權利及利益ヲ辯護
セシムルコトヲ得

常設裁判所裁判官ハ之ヲ裁判所裁判

官ニ任命シタル國ノ爲ニスルノ外代

理人顧問又ハ辯護人ノ職務ヲ行フコ

トヲ得ス

第六十三條

仲裁裁判手續ハ原則トシ

テ準備書面提出及辯論ノ二段ニ分ツ

準備書面提出トハ各代理人ヨリ陳述

書答辯書及必要アルトキハ辯駁書ヲ

裁判部裁判官及相手方ニ送達スルヲ
謂フ當事者ハ右書面ニ其ノ申立中ニ
接用シタル一切ノ文書其ノ他ノ書類
ヲ添附ス送達ハ仲裁契約ヲ以テ定メ
タル順序及期間ニ於テ直接ニ又ハ國
際事務局ヲ經テ之ヲ行フモノトス
仲裁契約ヲ以テ定メタル期間ハ合意
アルトキハ當事者ニ於テ又裁判部カ
正當ナル決定ヲ與フル爲必要アリト
認ムルトキハ裁判部ニ於テ之ヲ伸長

スルコトヲ得

辯論トハ裁判部ニ於ケル當事者ノ事
由ノ口頭演述ヲ謂フ

第六十四條 當事者ノ一方ヨリ提出シ
タル一切ノ文書ハ其ノ認證謄本ヲ他
ノ一方ニ送達スヘキモノトス

第六十五條 特別ナル事情アル場合ヲ
除クノ外裁判部ハ準備書面提出終結
ノ後ニ非サレハ開廷セス

第六十六條 辯論ハ裁判長之ヲ指揮ス

辯論ハ當事者ノ承諾ヲ經テ爲シタル
裁判部ノ決定ニ依ルノ外之ヲ公開セ
ス
辯論ハ之ヲ裁判長ノ任命スル書記官
ノ作成スル調書ニ記載シ裁判長及書
記官ノ一名之ニ署名ス此ノ調書ニ限
公正ナル性質ヲ有ス

第六十七條 裁判部ハ準備書面提出終
結ノ後ハ當事者ノ一方ヨリ相手方ノ
承諾ヲ得スシテ提出セムト欲スル新

ナル一切ノ證書其ノ他ノ書類ニ付辯
論ヲ拒絶スルコトヲ得

第六十八條 裁判部ハ當事者ノ代理人
又ハ顧問カ其ノ注意ヲ求ムルコトア
ルヘキ新ナル證書其ノ他ノ書類ヲ參
酌スルノ自由ヲ有ス
右ノ場合ニ於テ裁判部ハ右證書其ノ
他ノ書類ノ提出ヲ請求スルコトヲ得
但シ其ノ旨相手方ニ通知スルコトヲ
要ス

第六十九條 裁判部ハ又當事者ノ代理人ニ一切ノ證書ノ提出ヲ請求シ且必要ナル一切ノ説明ヲ求ムルコトヲ得其ノ拒絶アリタル場合ニハ其ノ旨ヲ記録ス

第七十條 當事者ノ代理人及顧問ハ其ノ申立ヲ辯護スル爲有益ナリト認ムル一切ノ事由ヲ口頭ニテ仲裁裁判部ニ陳述スルコトヲ得

第七十一條 當事者ノ代理人及顧問ハ

抗辯ヲ爲シ又ハ中間爭議ヲ起スコトヲ得之ニ関スル裁判部ノ決定ハ確定的ニシテ更ニ之ヲ論議スルコトヲ得サルモノトス

第七十二條 裁判部裁判官ハ當事者ノ代理人及顧問ニ質問ヲ爲シ且疑ハシキ事項ニ関シテ説明ヲ求ムルコトヲ得

辯論ノ進行中裁判部裁判官カ爲シタル質問又ハ發言ハ裁判部全體又ハ裁

判官各員ノ意見ヲ表明シタルモノト
認ムルコトヲ得ス

第七十三條 裁判部ハ仲裁契約及事件
ニ関シテ接用シ得ヘキ其ノ他ノ證書
及書類ヲ解釋シ且法律上ノ原則ヲ適
用シテ自己ノ權限ヲ定ムルコトヲ得
第七十四條 裁判部ハ裁判指揮ノ爲手
續上ノ命令ヲ發シ各當事者カ辯論ヲ
終結スヘキ方式順序及期間ヲ定メ且
證據調ニ関スル一切ノ手續ヲ行フコ

トヲ得

第七十五條 當事者ハ紛争決定ノ爲必
要ナル一切ノ方法ヲ其ノ爲シ得ヘシ
ト認ムル限充分ニ裁判部ニ提出スヘ
シ

第七十六條 裁判部カ締約國タル第三
國ノ領土ニ於テ爲スヘキ一切ノ通告
ハ裁判部ヨリ直接ニ當該國政府ニ宛
テ之ヲ爲スヘシ實地ニ就キ一切ノ證
據蒐集手續ヲ行フトキ亦同シ

右ニ関スル請求ヲ受ケタル國ハ其ノ國內法規ニ遵ヒ爲シ得ヘキ方法ニ依リ其ノ請求ヲ履行スヘク且其ノ主權又ハ安寧ニ害アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ヲ拒ムコトヲ得ス
裁判部ハ又常ニ其ノ開廷地ノ所屬國ノ媒介ニ依頼スルコトヲ得
第七十七條 當事者ノ代理人及顧問カ各其ノ申立ヲ支持スル一切ノ説明及證據提出ヲ終リタルトキハ裁判長ハ

辯論ノ終結ヲ宣告ス
第七十八條 裁判部ノ評議ハ秘密會ニ於テ行ヒ且之ヲ秘密ニ付ス
一切ノ決定ハ裁判官ノ多數決ニ依ル
第七十九條 仲裁判決ニハ理由ヲ附シ裁判官ノ氏名ヲ掲ケ裁判長及裁判部書記局員又ハ其ノ職務ヲ行フ書記官之ニ署名ス
第八十條 判決ハ當事者ノ代理人及顧問出席ノ上又ハ之ニ對シ正式ノ呼出

ヲ爲シタル後公開廷ニ於テ之ヲ朗讀ス

第八十一條 正式ニ言渡ヲ爲シ且當事

者ノ代理人ニ通告シタル判決ハ確定
的ニ終審トシテ紛争ヲ決定ス

第八十二條 判決ノ解釋及執行ニ関シ

當事者間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ

紛争ハ反對ノ規約アルニ非サレハ該

判決ヲ言渡シタル裁判部ノ裁判ニ付

スヘシ

第八十三條 當事者ハ仲裁契約ニ於テ

仲裁判決ニ對スル再審ノ請求ヲ留保

スルコトヲ得

右ノ場合ニ於テハ反對ノ規約アルニ

非サレハ判決ヲ爲シタル裁判部ニ請

求ヲ爲スコトヲ要ス右請求ハ判決ニ

對シ決定的影響ヲ與フヘキ性質ヲ有

スル新事實ニシテ辯論終結ノトキ裁

判部及再審ヲ請求スル當事者カ知ラ

サリシモノヲ發見シタル場合ニ限之

ヲ爲スコトヲ得
再審ノ手續ハ裁判部ニ於テ特ニ新事
實ノ存在ヲ確認シ其ノ事實カ前項ニ
掲クル特質ヲ有スルコトヲ認識シ且
之ニ因リ請求カ受理スヘキモノナル
コトヲ宣言スル決定ヲ爲スニ非サレ
ハ之ヲ開始スルコトヲ得ス
再審ノ請求ヲ爲スヘキ期間ハ仲裁契
約ニ於テ之ヲ定ム
第八十四條 仲裁判決ハ紛争當事者ニ

對シテノミ效力ヲ有ス
若紛争當事者以外ノ諸國カ加リタル
條約ノ解釋ニ関スルモノナルトキハ
紛争當事者ハ適當ノ時期ニ之ヲ各記
名國ニ通知スヘシ右諸國ハ各訴訟ニ
参加スルノ權利ヲ有ス一國又ハ數國
カ此ノ權能ヲ利用シタルトキハ判決
中ニ包含スル解釋ハ其ノ國ニ對シテ
モ亦等シク效力ヲ有スルモノトス
第八十五條 當事者ハ各自ノ費用ヲ負

擔シ且裁判部ノ費用ヲ均等ニ分擔ス

第四節 仲裁裁判簡易手續

第八十六條 締約國ハ簡易ナル手續ニ

依リ得ヘキ性質ノ紛争ニ関シ仲裁裁

判ノ運用ヲ容易ナラシムル爲別段ナ

ル規約ナキ場合ニ適用スヘキ次ノ規

定ヲ設ク但シ第三節ノ條項ニシテ右

規定ニ抵觸セサルモノハ之ヲ適用ス

第八十七條 紛争當事者ハ各一人ノ仲

裁裁判官ヲ指定ス右兩人ノ仲裁裁判

官ハ一人ノ上級仲裁裁判官ヲ選定ス

若其選定ニ関シ合意成立セサルトキ

ハ仲裁裁判官ハ常設裁判所裁判官ノ

總名簿ニ就キ各當事者ノ指定シタル

裁判官ニ非ス且其ノ孰レノ國民ニモ

非サル者ノ中ヨリ各二人ノ候補者ヲ

出シ抽籤ヲ以テ該候補者中上級仲裁

裁判官タルヘキ者ヲ定ム

上級仲裁裁判官ハ裁判長ト爲ル裁判

部ノ決定ハ多數決ニ依ル

第八十八條 裁判部ハ豫メ何等ノ合意
ナキトキハ其ノ構成後直ニ當事者雙
方ヨリ陳述書ヲ提出スヘキ期間ヲ定
ム

第八十九條 各當事者ハ一人ノ代理人
ヲシテ裁判部ニ於テ自己ヲ代表セシ
ム右代理人ハ裁判部ト之ヲ任命シタ
ル政府トノ間ノ媒介者タルヘキモノ
トス

第九十條 裁判手續ハ悉ク書面ニ依ル

モノトス但シ各當事者ハ證人及鑑定
人ノ出頭ヲ請求スルコトヲ得裁判部
ハ當事者雙方ノ代理人竝出頭セシム
ルヲ有益ナリト認メタル鑑定人及證
人ニ對シ口頭ノ説明ヲ求ムルコトヲ
得

第五章 附則

第九十一條 本條約ハ正式ニ批准セラ
レタル上締約國間ノ關係ニ於テ千八
百九十九年七月二十九日ノ國際紛争

平和的處理條約ニ代ルヘキモノトス
第九十二條 本條約ハ成ルヘク速ニ批

准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル

諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署

名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛

テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以

テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書前

項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證

謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續

ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招

請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス

ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ

タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時

ニ通告ヲ接受シタル日ヲ通知スルモ

ノトス

第九十三條 第二回平和會議ニ招請セ

ラレタル諸國ニシテ記名國ニ非サル
モノハ本條約ニ加盟スルコトヲ得
加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其
ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ
寄託スヘシ
和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ
認證謄本ヲ第二回平和會議ニ招請セ
ラレタル爾餘ノ諸國ニ送付シ且通告
書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第九十四條 第二回平和會議ニ招請セ
ラレサリシ諸國カ本條約ニ加盟シ得
ヘキ條件ハ後日締約國間ノ協商ニ依
リテ之ヲ定ム

第九十五條 本條約ハ第一回ノ批准書
寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ
寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又
其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ
對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加
盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十

日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス
第九十六條 締約國中本條約ヲ廢棄セ
ムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以
テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和
蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ
爾餘ノ諸國ニ送付シ且通告書ヲ接受
シタル日ヲ通知スヘシ
廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達
シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲
シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生

スルモノトス

第九十七條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備
ヘ置キ第九十二條第三項及第四項ニ
依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟
(第九十三條第二項)又ハ廢棄第九十六
條第一項ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記
入スルモノトス
各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認
證抄本ヲ請求スルコトヲ得
右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名

ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書
一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄
託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依
リ締約國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國 マルシヤル

クリーゲ

第二 亞米利加合衆國

シヨセフ、エッチ、チヨト

ホレエス、ポーター

ユー、エム、ゴーズ

千九百七年十月
十六日總會議

第三 亞爾然丁國

ロケ、サエンツ、ペニヤ

ルイス、エム、ドラゴ

セー、ロドリゲス、ラレタ

第四 奧地利洪牙利國

メレー

男爵 マツキオ

第五 白耳義國

ア、ベルナル

ジ、ウアン、デン、ヒュー、ベル

デヴィッド、ジエーン、ヒル

シ、エス、スペリー

ウィリアム、アイ、ブカナン

ニ於テ爲シタル
宣言ヲ留保ス

ギーヨーム

第六 ^{ホリヴィア} 國 クラウチオ、ピニラ

第七 伯刺西爾國 第五十三條第二項、第三項及第四項ヲ留保ス ルイバルボサ

第八 勃爾牙利國 陸軍少將ヴィナロフ

イヴァン、カランジエーロフ

第九 智利國 ^{ドミンゴ、ガチ}

アルグスト、マッテ

カルロス、コンチャ

百七日ノ第一委員會
第七回會議ニ於テ第
三十九條ニ關シテ爲
シタル宣言ヲ留保ス

第十 清 國 陸徵祥

錢恂

第十一 格倫比亞國 ^{ホルヘ、ホルグイン}

エス、ペレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十二 玖馬共和國 ^{アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ}

ゴンザロ、デ、クエサダ

マヌエル、サンクイリー

第十三 丁株 國 ^{セー、ブロン}

第十四 ^{ドミニカ} 共和國 ^{ドクトル、ベシリケス、イカル、ヴァハル}

アポリナル、テヘラ

第十五 ^{エクアドル} 共和國 ^{ヴィクトル、エム、レンドン}

第十六 西班牙國

エドルン、イ、デ、アルスア

ドブルヴェ、エル、デ、ヴィ、リヤ、ウル、チヤ

ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カル、ヴ、オ

カブリエル、マウラ

第十七 佛蘭西國

レオン、ブルジョア

デスツールネル、ド、ゴンスタン

エル、ルノイ

マルスラン、ペレ

第十八 大不列顛國

エドワード、フライ

アーネスト、サトウ

第十九 希臘國

クレオン、リツオ、ラン、ガ、ベ

ジヨール、ジュ、スト、レイト 第五十三條第二項ヲ留保ス

第二十 グワテマラ國

ホセ、チブレ、マチヤド

第二十一 ハイチ國

ダルベマル、ジャン、ジョセフ

ジ、エヌ、レ、ジエー

ピエール、エチクール

第二十二 伊太利國

ポンピリ

ジエー、フジナト

第三十三 日本國

佐藤愛麿

第十四條ノ留保ス

第三十四 盧森堡國

アイシエン

伯爵ドヴィレー

第三十五 墨西哥國

ジエリアエステヴァ

エスベードミエー

エフエルデラバラ

第三十六 モンテネゴロ國

ネリドフ

マルテンス

エヌチャリコフ

第三十七 ニカラグワ國

第三十八 諾威國

エフハーゲルプ

第三十九 巴奈馬國

ベリポラス

第四十 パラグエー國

ジエリヂユ、モンソー

第四十一 和蘭國

ダブルヴェアツシドボーフオール

テトエム、セーアツセル

デレ、ベールポールテユゲール

ジリアーローエル

ジリアーロエフ

第三十二 秘露國

セー、ジエリ、カンダモ

第三十三 波斯國

モムタズサルタネー、去、サマドカン

サデグウル、ルルクエ、アーン、ド、カン

第三十四 葡萄牙國 侯爵デソヴェラル

伯爵デセリール

アルベルト、ドリヴェイラ

第三十五 羅馬尼亞國

エドガール、マヴロルガト

大正九年七月
二十九日國際學
平和的處理條約
署名之際羅馬
尼亞國全權委員
為之署名向各國
宣稱

第三十六 露西亞國

ネリドフ

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第三十七 カルヴァドル國

ペー、ジ、マテウ

エス、ペレス、トリアナ

第三十八 塞爾比亞國

エス、グルー、イツチ

エム、ジエト、ミロヴァノヴィツチ

エム、ジエト、ミリチエヴィツチ

第三十九 暹羅國

モム、チャチテ、ウドム

セー、ゴラチオニ、ドレリ

ルアレグ、ビュヴァナルトナリ、ユール

第四十 瑞典國

ヨハンネス、ヘルネル

第四十一 瑞西國

カルラン(第五十三條第三號ヲ留係ス)

第四十二 土耳其國

チユルカン

（十九百年十月五日第四總會議
議事録記入セラルル宣旨ヲ留保ス）

第四十三 ウルグエ」國

ホセバトレ、イ、オールドニエス

第四十四 ウェネズエラ國

シ、ヒル、フォルトウル

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムル
 日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ
 宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ
 於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル
 帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國
 全權委員カ第四十八條第三項、第四項、第
 五十三條第二項及第五十四條ヲ留保シ
 テ署名シタル國際紛争平和的處理條約

ヲ閱覽點檢シ其ノ留保ヲ存シテ之ヲ嘉
納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明
治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ
親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵内田康哉